

## 放置自転車対策業務一括委託の取り組みについて

放置自転車対策一括委託について、3 年目にあたる平成 30 年度の実施エリア及びプロポーザル選定スケジュール等を報告するとともに、併せて、平成 29 年度に導入したエリアの取り組み状況を報告する。

### 1 放置自転車対策一括委託の概要

#### (1) 導入の主旨

放置自転車対策における「自転車駐車場の運營業務」、「放置防止業務」、「放置自転車の撤去業務」、「保管所運營業務」について、委託先の個別発注から横断的かつ柔軟に遂行可能な一括委託化を推進し、放置自転車の一層の削減と自転車駐車場の利用率向上による収入確保及び区民サービスの向上を図る。

#### (2) 今後の方向性

現在まで、平成 28 年度導入済の環七南エリア及び平成 29 年度導入済の高島平エリアにおいて、順調に実績を重ねているため、平成 30 年度に残りの 2 エリアを同時に導入し、一括委託体制の早期の完成を目指し、さらなる区民サービスの向上を図る。

### 2 平成 30 年度の導入について

#### (1) 導入エリア

- ・東上線エリア（平成 28 年 10 月調査 放置台数 745 台 / 区内全域 1,892 台）  
対象駅 7 駅（東武東上線ときわ台駅～成増駅、東京メトロ地下鉄赤塚駅～地下鉄成増駅）
- ・志村エリア（平成 28 年 10 月調査 放置台数 296 台 / 区内全域 1,892 台）  
対象駅 6 駅（都営地下鉄三田線板橋本町駅～蓮根駅、J R 埼京線浮間舟渡駅）

#### (2) 導入方法

- ・公募型プロポーザル

#### (3) 履行期間

- ・平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで  
履行状況が良好と認められる場合は、5 年を限度に同一委託先と単年度ごとに特定随意契約

#### (4) 導入スケジュール（予定）

- ・ 7 月～9 月 シルバー人材センター/ 契約課等協議、仕様書/募集要項等作成
- ・ 9 月 プロポーザル事前協議書提出、選定委員会設置
- ・ 10 月 プロポーザル公表、募集、審査等
- ・ 12 月 選定事業者決定
- ・ 4 月 一括委託実施

(5) プロポーザル参加資格要件（予定）

- ・原則、区内事業者とする。ただし、区外事業者であっても区内事業者を第一構成員とする共同企業体を組織している場合は参加可能とする。

3 平成 29 年度の取り組み状況について

(1) 《環七南エリア（平成 28 年度導入）第 1 四半期（4 月から 6 月）の実績》

〔対象駅〕 7 駅（新板橋、板橋区役所前、板橋、下板橋、大山、中板橋、小竹向原）

① 放置台数（平成 29 年 6 月調査 ※1※2） 平成 28 年 10 月比 31%減

	新板橋	区役所前	板橋	下板橋	大山	中板橋	小竹向原	合計
28 年 10 月	101	85	48	34	176	152	23	619
29 年 6 月	59	65	43	29	97	119	17	429
減少数	42	20	5	5	79	33	6	190

② 自転車駐車場

使用料収入	前年同期間比	3%増
当日利用台数	前年同期間比	1%減
時間利用台数	前年同期間比	8%増

(2) 《高島平エリア（平成 29 年度導入）第 1 四半期（4 月から 6 月）の実績》

〔対象駅〕 4 駅（西台、高島平、新高島平、西高島平）

① 放置台数（平成 29 年 6 月調査 ※1※2） 平成 28 年 10 月比 31%減

	西台	高島平	新高島平	西高島平	合計
28 年 10 月	67	107	30	28	232
29 年 6 月	53	66	3	38	160
減少数	14	41	27	-10	72

② 自転車駐車場

使用料収入	前年同期間比	6%増
当日利用台数	前年同期間比	10%増
時間利用台数	前年同期間比	7%増

※1 東京都から毎年 10 月に調査依頼を受け、都内各区市町村で実施している「放置自転車等台数調査」での調査値が、放置状況を比較する上での基準となる。放置台数調査の対象は、過去の統計を基に、区の放置禁止区域の中でも特に放置状況が著しいと当課が判断した駅周辺の道路であり、放置禁止区域全域ではない。

※2 放置台数調査は、晴れの日かつ通勤・通学が落ち着く午前 10 時頃を目安に当課職員が実施している。その時点での合計値を表している。